

(の指定)

第四十六條の二十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七條の十一の三第三項第一号に規定する証券業者等で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

第五十七條 略

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初に使用又は譲渡(住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者)で施行令で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)第十三條第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。)に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われ

(の指定)

第四十六條の二十一 株式等譲渡所得割の特別徴収義務者は、選択口座が開設されている租税特別措置法第三十七條の十第二項に規定する証券業者で当該選択口座に係る特定口座内保管上場株式等の譲渡の対価又は当該選択口座において処理された上場株式等の信用取引等に係る差金決済に係る差益に相当する金額の支払を受けるべき日の属する年の一月一日現在において県内に住所を有する個人に対して当該譲渡の対価又は当該差金決済に係る差益に相当する金額の支払をするものとする。

第五十七條 略

2 家屋が新築された場合においては、当該家屋について最初に使用又は譲渡(住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、都市基盤整備公団、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者)で施行令で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるものが注文者である家屋の新築に係る請負契約(独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第百三十六号)第十三條第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。)に基づく当該注文者に対する請負人からの譲渡が当該家屋の新築後最初に行われた場合は、当該譲渡の後最初に行われた使用又は譲渡。以下この項において同じ。)が行われた日にお

た日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から六月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

第六十六條の二 知事は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から一年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは独立行政法人都市再生機構に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして施行令で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産(以下本条において「被収用不動産等」という。)に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する

いて家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者又は譲受人を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。ただし、家屋が新築された日から六月を経過して、なお、当該家屋について最初の使用又は譲渡が行われない場合においては、当該家屋が新築された日から六月を経過した日において家屋の取得がなされたものとみなし、当該家屋の所有者を取得者とみなして、これに対して不動産取得税を課する。

第六十六條の二 知事は、不動産を取得した者が当該不動産を取得した日から一年以内に、公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を収用されて補償金を受け、公共事業を行う者に当該公共事業の用に供するため当該不動産以外の不動産を譲渡し、若しくは公共事業の用に供するため収用され、若しくは譲渡した土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合又は地方公共団体、土地開発公社若しくは地域振興整備公団に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして施行令で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた場合において、当該不動産が当該収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不動産(以下本条において「被収用不動産等」という。)に代わるものと認められるときは、当該不動産の取得に対して課する

不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格(被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、施行令で定めるところにより、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2・3 略

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十六條の四 略

2・3 略

9) 知事は、防災街区整備事業組合又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第六十五条第三項に規定する事業会社(以下本項及び次項において「事業会社」という。)が、同法第二十五条に規定する防災街区整備事業(次項において「防災街区整備事業」という。)の施行に伴い、同法第一百七条第六号に規定する防災施設建築敷地(以下本項及び次項において「防災施設建築敷地」という。)若しくは同法第二百二十四条第二項に規定する個別利用区(以下本項及び次項において「個別利用区」という。)内の宅地を取得し、又は同法第一百七十五条に規定する防災施設建築物(以下本項及び次項において「防災施設建築物」という。)を新築した場合において、当該不動産の取得の日から防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては三年、防災施設建築物の取得に

税については、納税者の申請により、当該税額から被収用不動産等の固定資産課税台帳に登録された価格(被収用不動産等の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合にあつては、施行令で定めるところにより、知事が法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2・3 略

(市街地再開発組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十六條の四 略

2・3 略

あつては六月以内に、防災街区整備事業組合にあつては同法第四百四十四条第一項に規定する組合員(同法第四百四十五条に規定する参加組合員を除く。)に、事業会社にあつては同法第二百五条第一項第二号若しくは第七号に掲げる者に当該不動産を譲渡したときは、当該防災街区整備事業組合又は事業会社による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

10) 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による納税義務の免除の申請並びに同項の場合における不動産取得税の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る徴収金の還付について準用する。この場合において、同条第二項中「当該取得の日から二年以内」とあるのは「一次条第九項に規定する防災施設建築敷地又は個別利用区内の宅地の取得にあつては当該取得の日から三年以内、同項に規定する防災施設建築物の取得にあつては当該取得の日から六月以内」と読み替えるものとする。

(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十六條の五 知事は、事業協同組合、協同組合連合会又は商店街振興組合(以下本項において「事業協同組合等」という。)が、都道府県又は独立行政法人中小企業基盤整備機構から独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四十七号)第十五条第一項第三号口の資金の貸付けを受けて、同号ロに規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業で施行令で定めるものの用に供する不動

(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十六條の五 知事は、事業協同組合、協同組合連合会若しくは商店街振興組合(以下この項において「事業協同組合等」という。)が、都道府県若しくは中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化に寄与する事業で施行令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合におい

(事業協同組合等の取得に対して課する不動産取得税の納税義務の免除等)

第六十六條の五 知事は、事業協同組合、協同組合連合会若しくは商店街振興組合(以下この項において「事業協同組合等」という。)が、都道府県若しくは中小企業総合事業団から中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡しを受けて、中小企業構造の高度化に寄与する事業で施行令で定めるものの用に供する不動産を取得した場合におい

産を取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員又は所屬員に当該不動産を譲渡したとき、当該事業協同組合等の申請により、当該事業協同組合等による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2・3 略

第十節 削除

第二百二十八条から第三十二条まで 削除

(軽油引取税の納税義務者等)

第四百三十三条 略

2・3 略

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者(以下この節において「石油製品販売業者」という。)が、県内の事業所において軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(第五十八条の二第一項第一号若しくは第二号の規定により製造の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に

て当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等の組合員若しくは所屬員に当該不動産を譲渡したとき、又は事業協同組合等若しくは商工組合が、環境事業団の設置し、若しくは造成した施設の用に供する不動産で施行令で定めるものを取得した場合において当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等若しくは商工組合の組合員に当該不動産を譲渡したときは、当該事業協同組合等又は商工組合の申請により、当該事業協同組合等又は商工組合による当該不動産の取得に対する不動産取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2・3 略

第十節 狩猟者登録税

第二百二十八条、第三百三十二条の三 略

(軽油引取税の納税義務者等)

第四百三十三条 略

2・3 略

4 軽油引取税は、前三項に規定する場合のほか、特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売業者(以下この節において「石油製品販売業者」という。)が、県内の事業所において軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合においては、その販売量(第五十八条の二第一項第一号若しくは第二号の規定により混和の承認を受けた当該販売に係る軽油又は同項第三号の規定により譲渡の承認を受けた当該販売に

係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5・6 略

(軽油引取税のみならず課税)  
第四百四十四条 略

(軽油引取税の補完的納税義務)

第四百四十四条の二 第二百五十八条の二第一項第一号又は第二号の規定に違反して知事の承認を受けずに製造された軽油について、第四百四十三条第四項又は前条第一項第五号の規定により軽油引取税を納付する義務を負う者(以下本条において「納税義務者」という。)

が特定できないとき又はその所在が明らかでないときは、当該軽油の製造を行つた者又は当該軽油の製造に供した施設若しくは設備を所有する者で施行令で定めるものは、当該納税義務者と連帯して当該軽油引取税に係る徴収金を納付する義務を負う。

2 前項の場合において、納税義務者が特定できないとき、又は納税義務者の所在が明らかでないときであつて当該納税義務者の第四百四十三条第四項に規定する事業所若しくは前条第一項第五号に規定する軽油の消費若しくは譲渡について直接関係を有する事務所若しくは事業所(以下本項において「事業所等」という。)が明らかでないときは、本節の適用については、当該軽油の製造が行われた場所を事業所等とみ

係る燃料炭化水素油に既に軽油引取税又は揮発油税が課され、又は課されるべき軽油又は揮発油が含まれているときは、当該含まれている軽油又は揮発油に相当する部分の炭化水素油の数量を控除した数量とする。)を課税標準として、当該石油製品販売業者に課する。

5・6 略

(軽油引取税のみならず課税)  
第四百四十四条 略



製造等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の製造等承認証を所持していなければならない。

6・7 略

8 製造等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

第三節 狩猟税

(狩猟税の納税義務者等)

第六十四条 狩猟税は、狩猟者の登録を受ける者に対し、課する。

(狩猟税の税率)

第六十五条 狩猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、次号に規定する者以外のもの  
一万六千五百円
- 二 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の道府県民税(都民税を含む。)の所得割額を納付することを要しないもののうち、法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族に該当する者(農業、水産業又は林業に従事している者を除く。)以外の者  
一万円
- 三 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者  
五千五百円

2| 狩猟者の登録が次の各号に掲げる登録のいずれかに該当する場合における当該狩猟者の登録に係る狩猟税の税率は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に当該各号に定める割合を乗じた税率とする。

混和等に係る炭化水素油を保有しているときは、前項の混和等承認証を所持していなければならない。

6・7 略

8 混和等承認証及び自動車用炭化水素油譲渡証は、これを他人に譲り渡し、又は他人から譲り受けてはならない。

第三節 入猟税

(入猟税の納税義務者等)

第六十四条 入猟税は、狩猟者の登録を受ける者に対し、課する。

(入猟税の税率)

第六十五条 入猟税の税率は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者  
六千五百円
- 二 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者  
二千二百円

一 放鳥獣猟区(鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第六十八条第二項第四号に規定する放鳥獣猟区をいう。次号において同じ。)のみに係る狩猟者の登録  
四分の一

二 前号の狩猟者の登録を受けている者が受ける放鳥獣猟区及び放鳥獣猟区以外の場所に係る狩猟者の登録  
四分の三

(狩猟税の賦課期日)

第六十六条 狩猟税の賦課期日は、狩猟者の登録を受ける日とする。

(狩猟税の徴収の方法)

第六十七条 狩猟税の徴収については、証紙徴収の方法による。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、普通徴収の方法によることができる。

(狩猟税の証紙徴収の手続)  
第六十八条 狩猟税の納税者は、狩猟者の登録を受ける際に、知事の定める関係書類に規則で定める様式による証紙をちよう付しなければならない。

2| 前項の証紙は、県で発行した証紙によらなければならない。

3| 狩猟税の納税者が証紙の額面金額に相当する現金を納付したときは、知事は、第一項の書類に規則で定める様式による納税済印を押すことによつて証紙に代えることができる。

(狩猟税の賦課徴収に関する申告の義務)  
第六十九条 狩猟税の納税義務者は、狩猟者の登録を受ける際に、規則で定

(入猟税の賦課期日)  
第六十六条 入猟税の賦課期日は、狩猟者の登録を受ける日とする。

(入猟税の賦課徴収の方法)

第六十七条 入猟税の賦課徴収は、狩猟者登録税の賦課徴収の例によるものとし、狩猟者登録税の賦課徴収と併せて行うものとする。

める様式により、知事に申告しなければならぬ。

2 | 第六十五条第一項第二号の税率の適用を受ける者は、そのことを証明する書面を前項の申告書に添えなければならない。

(狩猟税の減免)

第七十条 知事は、天災その他特別の事情がある場合において狩猟税の減免の必要があると認める者又は貧困により生活のため公私の扶助を受ける者に限り、狩猟税を減免することができる。

- 2 | 前項の規定による狩猟税の減免を受けようとする者は、前条第一項の申告の際に、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して、これを知事に提出しなければならない。
- 一 納税者の住所及び氏名
  - 二 税額
  - 三 減免を受けようとする事由

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第二条 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三十一条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十五万円を加算した金額)以下である者に対しては、第三十条第一項の規定にかかわらず、県民税の所得割(第三十九条の二の規定によつて課する所得割

附 則

(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)

第二条 当分の間、県民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第三十一条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、三十五万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十六万円を加算した金額)以下である者に対しては、第三十条第一項の規定にかかわらず、県民税の所得割(第三十九条の二の規定によつて課する所得割

を除く。)を課さない。

2 当分の間、三十五万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十五万円を加算した金額)が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 三 略

3 略

(配当割の税率等の特例)

第五条の三 平成十六年一月一日から平成二十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき特定配当等(租税特別措置法第四条の二第九項及び第四条の三第十項の規定の適用を受けるものを除く。)の額に係る配当割の税率は、第四十六条の十二の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 略

第七條 略

2・3 略

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成二十年十二月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

を除く。)を課さない。

2 当分の間、三十五万円に県民税の所得割の納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に一を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に三十六万円を加算した金額)が、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額を控除した金額を超えることとなるときは、当該超える金額に第二号に掲げる額を同号に掲げる額と第三号に掲げる額との合計額で除して得た数値を乗じて得た金額を、当該納税義務者の第三十三条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

一 三 略

3 略

(配当割の税率等の特例)

第五条の三 平成十六年一月一日から平成二十年三月三十一日までの間に支払を受けるべき特定配当等の額に係る配当割の税率は、第四十六条の十二の規定にかかわらず、百分の三とする。

2 略

第七條 略

2・3 略

4 第一項の規定は、同項に規定する事業所得又は雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成十年一月一日から平成十五年十二月三十一日までの間に行われたものについては、適用しない。

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第八条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額に対し、長期譲渡所得の金額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額とし、これらの金額につき第三項第一号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下附則第十条までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。)の百分の一・六に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、長期譲渡所得の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2・3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第九条 昭和六十三年年度から平成二十一

(長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第八条 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の長期譲渡所得の金額から同法第三十一条第一項に規定する長期譲渡所得の特別控除額(同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十四条の三第一項、第三十五条第一項若しくは第三十六条第一項の規定又は同法第三十三条第四項(同法第三十三条の二第三項において準用する場合を含む。)、第三十六条の二第三項(同法第三十六条の六第二項において準用する場合を含む。))若しくは第三十七条第六項(同法第三十七条の五第二項、第三十七条の七第四項若しくは第三十七条の九の二第四項において準用する場合を含む。))の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により計算される当該特別控除額)を控除した金額(第三項第一号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。以下附則第十条までにおいて「課税長期譲渡所得金額」という。)の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。

2・3 略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第九条 昭和六十三年年度から平成十六年

年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第十一条第三項において同じ。)の譲渡(同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第十一条第三項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときに於ける前条第一項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が二千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の一・三に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が二千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 二十六万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の一・六に相当する金額

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成二十一年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場

年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第三十一条第一項に規定する土地等をいう。以下この条及び附則第十一条第三項において同じ。)の譲渡(同法第三十一条第一項に規定する譲渡をいう。以下この条及び附則第十一条第三項において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第三十一条の二第二項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときに於ける前条第一項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 課税長期譲渡所得金額が四千万円以下である場合 当該課税長期譲渡所得金額の百分の一・六に相当する金額

二 課税長期譲渡所得金額が四千万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

イ 六十四万円

ロ 当該課税長期譲渡所得金額から四千万円を控除した金額の百分の一・六に相当する金額

2 前項の規定は、昭和六十三年年度から平成十六年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第一項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場

場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確定であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。第四項において同じ。）に該当するときに前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第三十三条から第三十五条まで、第三十六条の二、第三十六条の五から第三十七条まで、第三十七条の四から第三十七条の七まで、第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第十号から第十五号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつ

合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（その譲渡の日から同日以後二年を経過する日の属する年の十二月三十一日までの期間（住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常二年を超えることその他の施行令で定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から施行令で定める日までの期間）内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第九号から第十四号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確定であると認められることにつき施行規則で定めるところにより証明がされたものをいう。第四項において同じ。）に該当するときに前条第一項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3 第一項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が租税特別措置法第三十四条の二第二項第三号に掲げる場合に該当することとなつた土地等につき同条第一項の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第一項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

4 第二項の規定の適用を受けた譲渡の全部又は一部が同項に規定する期間内に租税特別措置法第三十一条の二第二項第九号から第十四号までに掲げる土地等の譲渡に該当しないこととなつた場合には、その該当しないこととなつ

た譲渡は、第二項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の特例）

第十条 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第八条第一項前段の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する県民税の所得割の額は、同項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

2 略

（短期譲渡所得に係る県民税の特例）

第十一条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、課税短期譲渡所得金額（短期譲渡所得の金額（同法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十四条の二第一項、第三十五条第一項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合は、これらの規定の適用により同法第三十二条第一項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控

た譲渡は、第二項の規定にかかわらず、確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかつたものとみなす。

（居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の特例）

第十条 県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十一条の三第一項に規定する譲渡所得を有する場合には、当該譲渡所得については、附則第八条第一項の規定により当該譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対し課する県民税の所得割の額は、同項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

2 略

（短期譲渡所得に係る県民税の特例）

第十一条 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十二条第一項に規定する譲渡所得（同条第二項に規定する譲渡による所得を含む。）を有する場合には、当該譲渡所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の短期譲渡所得の金額に対し、次に掲げる金額のうちいずれか多い金額に相当する県民税の所得割を課する。

一 短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第三十三条の四第一項若しくは第二項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十五条第二項又は第三十六条第一項の規定に該当する場合に